

第2節 雇用労働

1 雇用推進

(1) さかいJOBステーション事業（商工労働部 雇用推進課）

若年失業者、学生、年長フリーター等の若年者全般や出産・育児等のために一旦離職し再就職をめざす女性等様々な立場にある女性求職者に対する就職支援と、市内中小企業の人材確保支援を総合的に実施する拠点施設として、「さかいJOBステーション」を設置し、平成25年4月から、堺ハローワークコーナーも併設。また、堺市南部の就職支援の拠点として南区役所内には「JOBステーション南サテライト」を設置している。

キャリアカウンセリングや応募書類の書き方、面接対策など社会人として必要な基礎的スキルを習得するための講座や就職支援に役立つ情報提供などを実施するとともに、求職者と市内中小企業とのマッチングや職場定着支援等を行っている。

- ・対象者 15～39歳の若年者、並びに出産・育児等で離職して早期に再就職をめざす全年齢の女性
- ・所在地 (さかいJOBステーション)
堺市堺区田出井町2-1 サンスクエア堺A棟1階
(JOBステーション南サテライト)
南区桃山台1-1-1 南区役所3階
- ・開設時間 (さかいJOBステーション)
火水木金土／10:00～19:00
(JOBステーション南サテライト)
月火水木金／9:00～17:00
- ・休業日 日、月、祝、サンスクエア堺の休館日、年末年始、第2・第4月曜日が祝日のときは翌日火曜日
※JOBステーション南サテライトは土、日、祝、年末年始
- ・利用状況 延10,909人（平成31年4月～令和2年3月）

(2) 地域人材育成強化事業（商工労働部 雇用推進課）

① 堺・南大阪地域インターンシップ推進協議会事業（対象：大学生、短大生等）

学生が就業体験を通して、会社や仕事内容などに直接触れることによる勤労観・職業観の醸成と高い職業意識を育成し、雇用のミスマッチを解消することを目的とし、経営者団体・大学・堺市の3者で協議会を設置し、インターンシップ事業を実施する。

② 堺地域人材ネットワーク協議会事業（対象：大学生、短大生、高校生、専門学校生等）

生徒、学生が望ましい勤労観・職業観をはぐくみ、社会人・職業人として必要なキャリア形成能力を育成するとともに、若者の採用に積極的な市内中小企業と高等学校等とのネットワーク構築を支援する。具体的には、高等学校での企業出前講座・社会人基礎力講座等を実施する。

(3) 地域就労支援事業（商工労働部 雇用推進課）

働く意欲・希望がありながら、さまざまな阻害要因を抱え、雇用・就労を実現できないでいる就職困難者（障害者、中高年齢者、ひとり親家庭の親など）を対象に市内8カ所で就労相談を実施するとともに、就労に必要な知識が習得できるよう、就労支援講座を開催するなどの職業能力開発事業を行っている。

【就労相談実施場所・時間】

場 所	時 間	曜 日
堺 市 就 労 支 援 協 会	9：00～17：15	月～金曜日
東 区 役 所 企 画 総 務 課	10：00～12：00	月曜日
西 区 役 所 企 画 総 務 課	14：00～16：00	月曜日
中 区 役 所 企 画 総 務 課	10：00～12：00	水曜日
美 原 区 役 所 企 画 総 務 課	14：00～16：00	水曜日
南 区 役 所 企 画 総 務 課	14：00～16：00	木曜日
北 区 役 所 企 画 総 務 課	14：00～16：00	金曜日
サ ン ス ク エ ア 堺	13：00～16：00	火曜日

(4) 堺市障害者雇用貢献企業認定事業（商工労働部 雇用推進課）

市内中小企業における障害者雇用を促進し、経営の安定を図るため、本市が定める条件を満たし障害者雇用に前向きに取り組む企業を認定し、企業情報の発信や奨励金の交付等で支援をする。

① 認定対象

市内に本社のある従業員300人以下の法人または個人（NPO、公益法人等を含む。）で、次に該当する企業

ア 障害者雇用促進貢献企業

認定基準日（各年度6月1日）において、本市独自基準により算出した障害者雇用貢献率（総労働者数に占める障害者等数の割合）が4.4%以上。（但し、従業員22.5人を超え、45.5人未満の場合は、本市基準による障害者雇用人数2人以上であること。従業員22.5人以下の場合は、障害者雇用人数が1人以上であることが要件）。

イ 新規雇用創出企業

既存企業による新事業展開、新規創業、子会社・協同組合の設立など、新たな取り組みを通じて新規に本市基準による2人以上の障害者を雇用。

ウ 障害者就労支援機関連携企業

堺市障害者就業・生活支援センター、市内就労移行支援事業所、公益財団法人堺市就労支援協会等の利用者であった者を雇用し、2年以上、雇用を継続。

エ 精神障害者新規雇用企業

基準日前1年間に、国基準に該当する精神障害者を新たに雇用。

② 支援措置

認定期間（次年度の認定までの1年間）において次の支援を講じる。

ア 堺市ホームページ等広報媒体を活用した企業情報の発信

イ 奨励金の交付

年間1企業あたり10万円～100万円（ただし、要件あり）

ウ 堺市の総合評価落札方式における加点

エ 堺市中小企業活力強化資金融資の対象者に該当し、信用保証料を市が負担

オ 障害者雇用管理に係る情報提供

・令和元年度認定数 15件

(5) 堺市多様な人材の活躍推進企業認定制度（商工労働部 雇用推進課）

女性、若者、障害者、高齢者等の多様な人材が活躍する市内中小企業等を認定し、認定企業に対する人材の確保・定着の支援はもとより、職場環境整備等の先進的な取り組みを広く情報発信することで、市内事業所における「働き方改革」への取組促進を図る。

① 認定対象

市内で1年以上事業を営み、常時雇用労働者数が300人以下である中小企業等で、下記認定項目について取り組み、多様な人材の活躍推進を行っている企業

② 認定項目

認定項目 1 多様な人材の活躍推進
(1) 女性の活躍推進
(2) 若者雇用の推進
(3) 障害者雇用の促進
(4) 高齢者雇用の促進
(5) その他の人材の活躍推進
認定項目 2 多様な働き方の推進
(1) 希望に応じた多様で柔軟な働き方の推進
(2) 多様で柔軟な働き方を推進する意識・職場風土の醸成
(3) 長時間労働の削減
(4) 仕事と生活の両立支援（育児・介護・治療）
(5) その他の多様で柔軟な働き方の推進

ア 特別認定（認定基準：14 点以上）

認定要件：認定項目 1 (1) ～ (5) のいずれかで 4 点以上を取得し、かつ、認定項目 2 (1) ～ (5) の項目で計 10 点以上を取得する。

イ 一般認定（認定基準：10 点以上）

認定要件：認定項目 1 (1) ～ (5) のいずれかで 4 点以上を取得し、かつ、認定項目 2 (1) ～ (5) の項目で計 6 点以上を取得する。

③ 支援内容

認定期間（認定日から翌年度の 12 月 31 日まで）において次の支援を講じる。

ア 多様な人材の活躍推進企業として堺市ホームページ等広報媒体を活用した企業情報の発信

イ 認定を受けた推進企業が行う人材採用に関する支援（市主催の企業説明会への優先参加等）

ウ 特別認定を受けた推進企業への奨励金（10 万円）の交付

・令和元年度認定数 特別認定 3 件 一般認定 4 件

(6) 多様な人材の雇用の支援（商工労働部 雇用推進課）

人口減少・高齢化が進む中、女性をはじめだれもが能力を發揮できる職場環境の実現に向けて、市内事業所の事業主、人事労務担当者、勤労者等を対象に、啓発セミナーの開催や啓発パンフレットを頒布することで働き方改革の推進、障害者、外国人材、高年齢者の雇用の促進、並びに職場における雇用環境の改善・整備の促進を図る。

また、ハローワーク堺と連携し、障害者及び高齢者のための就職面接会を開催することにより、雇用の促進を図る。

・令和元年度セミナーの実施状況

ダイバーシティ経営戦略セミナー 参加者 16 人

仕事と家庭の両立支援 助成金活用セミナー 参加者 26 人

留学生採用をめざす企業と学校の交流会及び外国人材雇用支援セミナー 参加者 24 人

雇用促進セミナー（障害者、高齢者）2 講座 参加者 107 人

働き方改革セミナー 参加者 184 人

健康経営セミナー 参加者 59 人

・令和元年度さかい障害者就職面接会 参加者 70 人

(7) 女性雇用促進等職場環境整備支援事業（商工労働部 雇用推進課）

女性の職域拡大や働きやすい職場づくりを推進するため、職場における労働環境の改善に取り組む市内中小企業に対して、施設等の整備費用の一部を補助する。

・令和元年度実施状況

交付決定数 10 件

2 労働福祉

(1) 労働関係団体との連携（商工労働部 雇用推進課）

堺市域の雇用、労働問題に対処するため、市内労働関係行政機関との連携をはじめ、産業界、労働界、行政機関、雇用関連団体で構成する「堺雇用労働推進会議（堺市域労働ネットワーク）」へ参画している。また、労働団体との連絡調整を図り、勤労者の市政に対するニーズの把握に努めるとともに、勤労者福祉の向上と労働団体の健全な発展に資するため、労働団体が実施する雇用就労環境の改善等に向けた事業に対して助成を行っている。

(2) 総合労働情報発信事業（商工労働部 雇用推進課）

国、大阪府、関係団体・機関と連携しながら、ウェブサイト「SAKAI キャリアウェブ」、メールマガジン「e-わーきんぐSAKAI」の配信等により勤労者、事業主、求職者等へ労働や就業に関する情報提供や各種セミナー・イベント等の周知広報を行っている。

(3) 労働相談（商工労働部 雇用推進課）

労働条件、労働福祉等にかかる様々な問題・疑問に対し助言・情報提供を行うため、雇用推進課、堺区を除く各区役所及びサンスクエア堺で労働相談を行っている。

・令和元年度実施状況

相談件数 624 件

【労働相談実施場所・時間】

場 所	時 間	曜 日
雇 用 推 進 課	10:30～17:00	月～金曜日
中区役所（事前に予約が必要）	12:45～15:45	第2・4水曜日
東区役所（事前に予約が必要）	12:45～15:45	第2・4木曜日
西区役所（事前に予約が必要）	12:45～15:45	第1・3水曜日
南区役所（事前に予約が必要）	12:45～15:45	第2・4金曜日
北区役所（事前に予約が必要）	12:45～15:45	第2・4火曜日
美原区役所（事前に予約が必要）	12:45～15:45	第1・3火曜日
サ ン ス ク エ ア 堺 （事前に予約が必要）	10:30～17:00	月～金曜日
サ ン ス ク エ ア 堺 社会保険労務士による労働相談 （事前に予約が必要）	13:00～18:00	第2土曜日

(4) 堺優良従業員・堺技能功労者表彰（商工労働部 雇用推進課）

企業等に勤務する従業員で、特に企業の発展に貢献があった方々を広く顕彰するとともに勤労意欲の向上に資するため、「堺優良従業員表彰」および堺市域の産業振興及び業界全体の振興・発展に貢献している功労顕著な技能者を顕彰する「堺技能功労者表彰」を堺商工会議所との共催により実施する。

- ・表彰の種類 永年表彰、功労者表彰、産業ルネサンス表彰、技能功労者表彰
- ・実施時期 10月

(5) 公益財団法人 堺市勤労者福祉サービスセンター（SCKサービスセンター）

- ・所在地 堺区田出井町2-1 堺市立勤労者総合福祉センター内
- ・電話番号 221-6700
- ・設立目的 堺市内における中小企業に勤務する勤労者等に対し、総合的な福祉事業を行うことにより、勤労者の福祉の向上を図るとともに、あわせて地域の企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。
- ・設立年月日 昭和63年10月1日
- ・基本財産 5,999万円（市出捐金3,000万円）

主な事業の種類	内 容
余暇活動事業	各種スポーツ大会やバスツアー等のレクリエーション事業の実施、宿泊施設・各種娯楽施設・各種チケット利用の際の割引・補助・購入あつ旋など
給付事業	結婚・出産・入学等の各種慶弔祝金や見舞金、在会慰労金の給付
健康管理事業	定期健康診断・人間ドック、スポーツクラブ等の利用補助、健康ウォーキングや健康に関する教室の開催など
財産形成事業	会員の計画的な財産づくりを援助するため、財形事務の代行を行うとともに、財産形成に関する情報提供等を行う

- ・入会資格 市内中小企業（従業員数300人以下または資本金3億円以下）に従事する勤労者と事業主
- ・入会状況 企業数1,490社 会員数16,314人（令和2年3月31日現在）

(6) 堺市立勤労者総合福祉センター（サンスクエア堺）

市内に働く勤労者の福祉の増進、教養文化の向上、雇用の安定及び労働組合の健全な発展に資することを目的に貸館事業、サンスクエア講座等を実施している。

施設の概要

- ・所在地 堺区田出井町2-1
- ・電話番号 222-3561
- ・敷地面積 (A棟) 2,366㎡
(B棟) 1,854㎡
- ・建築面積 (A棟) 1,339㎡
(B棟) 1,212㎡
- ・延床面積 (A棟) 4,220㎡
(B棟) 1,959㎡
- ・構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
(A棟) 地上4階建
(B棟) 地上2階・地下1階建
- ・開設年月日 平成5年9月1日
- ・施設利用時間 9:00～22:00
- ・休館日 第2・4月曜日（その日が、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは開館）と、12月29日から1月4日までの期間
- ・利用状況 延3,443件、延183,536人(平成31年4月～令和2年3月)



堺市立勤労者総合福祉センター
（サンスクエア堺）

サンスクエア講座

勤労者の教養文化の向上のため花道、茶道、パソコン等の講座を開講している。

- ・令和元年度延参加人数 3,747人